

# 石川県公報

令和 6 年 8 月 9 日 (金曜日)

号 外

(第 52 号)

## 目 次

規 則	
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 施行細則の一部を改正する規則 (自然環境課)	1

## 規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月九日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和三十八年石川県規則第六十二号) の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号 (表面) 中「狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記様式第二十九号の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

